

## 第 6 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

## 第6回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 熊谷 玲子  
会議日時 令和6年3月27日 午後2時00分開会  
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

### 議事日程第1号

- |      |       |  |
|------|-------|--|
| 日程第1 |       | 会期の決定  |
| 日程第2 |       | 書記及び議事録署名委員の指名                               |
| 日程第3 | 報告第1号 | 大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分について               |
| 日程第4 | 報告第2号 | 農地法第3条の3の規定による届出について                         |
| 日程第5 | 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について                         |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農地法第5条の規定による許可申請について                         |
| 日程第7 | 議案第3号 | 農地法の適用外であることの証明願について                         |
| 日程第8 | 議案第4号 | 令和6年度大船渡市農業労賃標準額の設定について                      |
| 日程第9 | 議案第5号 | 農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 8名）

議長	熊谷 玲子君	1番	佐藤 信 君
2番	菊地 久寿君	3番	金野たか子君
4番	及川 和子君	5番	細谷 知成君
7番	及川 建則君	8番	近江カズ子君

（農地利用最適化推進委員 10名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	鈴木のり子君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 学 君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	中嶋 敬治君		
[三陸町地区]	綾里地域	根内 孝 君	綾里地域	古内 文人君
	越喜来地域	及川 孝子君		

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（2名） 6番 鈴木 力男君

9番 中村 亨 君

事務局出席者

局 長 小松 哲 君

局長補佐 佐々木浩久君

係 長 志田 和則君

午後2時00分開会

○議長(熊谷玲子君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第6回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

春を感じられる今日この頃です。農作業も稼働する季節になりました。作業事故には十分注意して活動してほしいと思います。

今月は東日本大震災もあった月です。委員の方々には、それぞれいろいろな思いがあると思います。

そして、別れの月でもあります。農業委員会の小松事務局長も、今日が最後の総会でございます。3年間、ご苦勞様でございました。そして、ありがとうございました。今日、その思いを持って総会に臨みたいと思います。

簡単ではありますが挨拶といたします。

○議長(熊谷玲子君) 本日出席の農業委員は8名、推進委員は10名であります。

欠席の通告があった農業委員は、6番、鈴木力男農業委員、9番、中村亨農業委員の2名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第5回総会以降の経過報告です。3月5日、令和5年度農業労賃標準額設定検討委員会に熊谷会長を含め、農業委員5名が出席しております。3月11日、祈りのモニュメント除幕式及び令和5年度東日本大震災大船渡市犠牲者追悼式は都合により欠席しております。3月15日、令和5年度一般社団法人岩手県農業会議定期総会は書面議決としています。3月18日、令和5年度個人経営の法人化に係る研修会にウェブで委員2名が参加しています。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。3月29日、令和5年度大船渡市退職職員辞令書交付式に中村会長職務代理者が出席予定です。4月1日、令和6年度大船渡市職員辞令書交付式に中村会長職務代理者が出席予定です。4月22日発行の市広報に農業労賃標準額について掲載予定です。第7回総会は4月26日に開催を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。私からは以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配布の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(熊谷玲子君) 日程第1、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、1番、佐藤信農業委員、2番、菊地久寿農業委員を指名いたします。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第3、報告第1号、大船渡市農業委員会事務局職員の異動発令に係る専決処分についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは、議案書2ページをお開きください。報告第1号、大船渡市農業委員会事務局職員の異動を発令することについて、大船渡市農業委員会規定第10条第1項の規定に基づき、別紙のとおり会長が専決処分をしたので、同条第2項の規程により、本委員会に報告し、承認を求めるものです。

専決処分の理由といたしましては、令和6年4月1日付け大船渡市職員人事異動に際し、大船渡市長より協議を求められたところでありますけれども、異動内示日の3月8日までに農業委員会総会を招集することが困難であるため、会長が専決したということによるものです。

次のページ、令和6年4月1日付けの異動発令の一覧表になります。先ほど会長からも挨拶がありましたけれども、現農業委員会事務局長であります小松哲が、市長部局に出向し、退職ということになります。その後任といたしまして、4月1日から農業委員会事務局に出向する者でございますけれども、現職といたしまして、協働まちづくり部中央公民館館長補佐の高橋大介が農業委員会に出向し、局長に昇任するという予定となっております。

次の4ページでございますけれども、こちらについては会長名で専決したことを証する処分書となっております。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第4、報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出

についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書5ページをお開きください。報告第2号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものです。

番号1、登記簿地目、現況地目、いずれも畑、面積は2,045㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月4日となっております。

続きまして、番号2、登記簿地目は田及び畑、現況地目は畑及び雑種地、面積は計7,574㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は2月7日となっております。

続いて、6ページをお開きください。番号3、登記簿地目、現況地目いずれも畑、面積は77㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月4日となっております。

続いて、番号4、登記簿地目は畑、現況地目は宅地、面積は36㎡。権利を取得した事由は相続。こちらの届出が郵送で届けられたため、届出の日付は2月20日、受理は2月26日となっております。

続きまして、番号5、登記簿地目は宅地、現況地目は宅地及び畑、面積は701㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は3月1日であります。

続いて、番号6、登記簿地目は畑、現況地目は畑及び山林、面積は計6,566㎡。権利を取得した事由は相続。届出の日付は3月5日、受理が3月6日となっております。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 報告第2号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第5、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書7ページをお開きください。

議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は1ページをあわせてご覧ください。登記簿地目、現況地目いずれも田、面積は1,694㎡。権利種別は売買。

売買の理由といたしまして、譲受人の経営規模拡大ということになっておりますけれども、譲受人は、現在、トラクター、コンバイン、田植え機などを所有して田んぼの耕作をしておりますけれども、この土地につきましては、売買のあと、柿の木を育てる予定と伺っております。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第1号1番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第1号1番、農地法

第3条の規定による許可申請につきまして、3月22日、金曜日、午後、譲渡人と譲受人より聞き取り調査を実施いたしましたし、その後現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。

地図の1ページをご覧ください。

現況は草刈り管理された休耕田になっております。周辺の状況は、北側、東側、西側ともに、草刈り管理された休耕田になっておりますし、南側は店舗になっております。

譲渡人からは高齢になってきており、後継者の問題や袋地のため利用の制限もあり、自宅周辺の農地で十分なので売却をすることにしたとのことでした。譲受人からは、所有農地が現在遠くにあり、自宅からも近い当該地を購入することにしたとのことでした。

周辺農地への影響は現状と変わらないので、問題はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第6、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは、議案書8ページをお開きください。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は2ページをお開きください。登記簿地目は田、現況地目は畑、面積は2,724㎡のうち444㎡。権利種別は賃貸借。

転用の目的といたしましては、現場事務所、トイレ、倉庫などの用地として使うということでございます。

転用理由のところに書いておりますのは、大船渡市の工事のため、現場事務所として利用したいということでございます。

こちらの土地につきましては、2月末までの期間で一旦、5条の一時転用の許可をしておりましてけれども、工事期間が1カ月延びたということで、3月31日までの延長を希望するということでもございました。ただし、工事の延長が決まって、我々のほうに相談があったのが2月の中旬以降ということで、2月の総会に議案として提出するには遅すぎた

め、追認案件として、今月議案として提出したものであります。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について、三陸町地区綾里地域、古内文人推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員(古内文人君) 推進委員の古内です。現況について、3月22日に現地調査及び貸付人、それから電話でですが借受人の担当者とも話をさせていただきました。

既に工事は終わっておりまして、事務所として借りてたんですけども、事務所、その他、一切撤去して返還している状態であります。31日までということで調査はさせていただきました。

もう貸付人自体は畑として、これから使うかどうかということも考えている途中らしいんですが、中はまだ砂利があったので、借受人の担当者から話聞いたんですけども、借受人の担当者は貸付人からお願いされておりましたと、いずれ使うこともあるかもしれないので置きましたということだったので、その点については追求はしませんでした。それから工事はもう終わっているのも更地に戻っております。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第7、議案第3号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書9ページになります。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページをあわせてご覧ください。登記簿地目は畑、現況地目は雑種地、面積は計691㎡。

非農地の事由ですけれども、昭和60年代に国が発注した三陸沿岸道路建設工事の際、工事により出土した残土置場として使用し、完了後も、そのまま放置されていたということで、長年、雑種地として利用されてきており、登記簿地目も農地でないと考えていたため、今回、適用外の証明の願出を出すことになったということでございます。説明は以上です。

○議長(熊谷玲子君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。議案第3号1番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第3号1番につきまして3月23日、土曜日、午後、申請人の代理人、行政書士より聞き取り調査を実施しましたし、その後、現地調査を行いましたのでご報告をいたします。

地図は3ページをご覧ください。

登記地目は畑ですが、現況は盛土された雑種地になっております。

周辺の状況は、地図上では平坦になっておりますけれども、上り坂になっているような状態の土地になっております。北側は市道と三陸道、東側は墓地、南側は本堂と住宅地、西側は市道になっております。

代理人からは、先ほど事務局が説明したとおりの内容です。

周辺農地への影響は墓地や住宅地化されており、問題ないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において願いの通り決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第3号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第8、議案第4号、令和6年度大船渡市農業労賃標準額の設定についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書10ページになります。議案第4号、令和6年度大船渡市農業労賃標準額を別紙のとおり設定することについて、本委員会の議決を求めるものです。

続いて、11ページをお開きください。こちらが議決を求める内容になります。

3月5日、農業労賃設定検討委員会が行われまして、この内容で承認いただいたところでございます。今年度は、令和5年度の標準額から全ての項目でおよそ4%前後上昇させております。その内訳といたしまして、1番、人力作業の賃金の下段の普通の作業、こちら6,900円から7,200円に上昇させておりますけれども、こちらにつきましては、毎年、県内の最低賃金1時間当たりの労働賃金が最低額が決定されますけれども、それを8時間稼働したことに計算して端数を切り上げた数字が7,200円になるということで、この数字

を入れ込んでおります。それからその上の段の困難な作業、こちらにつきましては、普通の作業の1.1倍にするというのが慣例でありましたので、1.1倍にして7,900円に増額しております。

機械作業の賃金につきましては、人件費の上昇、それから燃料や資材等の価格の高騰などを踏まえまして、こちらも4%前後の上昇とさせていただきたいと考えております。耕起の条件の良い部分では7,200円、条件の悪いところで7,900円。代かきで条件の良いところで7,700円、条件の悪いところで8,500円。田植え、条件の良いところで7,600円、条件の悪いところで8,400円。以下、ご覧の数字となっております。

次のページ、12ページをお開きください。こちら、先ほどのページの内容をわかりやすく掲載したものになります。こちらを市の支所とか農協の各支店などに配布することで、周知を図る予定としております。なお、同様の内容で広報おおふなどに記事掲載をすることにしております。内容は以上でございます。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号について、本委員会において原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。

よって、議案第4号については本委員会において原案のとおり決定することといたしました。

なお、農業労賃標準額は来月中を目標に市の広報とホームページで掲載するほか、農業委員会事務局、市役所支所、出張所、JA市内支店に備え置き、農業者に周知することといたします。

○議長(熊谷玲子君) 次に、日程第9、議案第5号、農業委員会による最適化活動の推進等に係る令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)についてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは、議案書13ページをお開きください。議案第5号、農業委員会による最適化活動の推進に係る令和6年度最適化活動の目標の設定等を別案のとおりとし、岩手県農業会議との間で協議してよいか本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

14ページ以降、3ページにわたりまして記載しておりますのが、令和6年度の最適化活動の目標設定の案であります。この中で、1番、農業委員会の状況、こちらにつきましては、4月1日現在での状況を記載することになっておりますけれども、昨年の11月の総会

で一部農業委員の人数等が変更になったことで、この部分、変更した件がございますけれども、そこと数字は変わっておりません。

2の農家・農地等の概要につきましてでありますけれども、下の段、耕地面積の表のところでありますけれども、直近の耕地及び作付面積統計に基づいて記入することになっておりますので、この統計書、令和5年公表値を基に入力した結果、合計で前年比より2ha減少しているという数字となっております。

15 ページをお開きください。最適化活動の目標1(1)農地の集積①現状及び課題のところですが、現状といたしまして、管内の農地面積(A)こちらは昨年より2ha減少した数値そのまま代入いたしまして、632haとなっております。これまでの集積面積というところ(B)ですが、昨年度はこちらが91haと記載しておりました。ところが、農林課のほうでこの数字をまとめているところですが、農林課のほうの集計といたしまして、昨年耕作していた者がお亡くなりになった、もしくは高齢のため営農を中止したというものが何人かおありまして、新たに認定農業者になったという者もいたところですが、それでもなお4haの減少ということになったと報告を受けまして、こちらのところは87haとなっております。その結果、集積率は13.8%、昨年度の段階で14.1%でしたけれども、そちらを下回る形となっております。②の目標でありますけれども、今年度の新規の集積面積を2.0haと記載しております。こちら、昨年度もそれぞれ皆様0.1ha、10aずつ、集積活動を行うことを目標にして昨年度は19人でスタートしましたので1.9haとしておりましたけれども、今年度は当初から20人でスタートしますので2.0haと記載しております。なお、この集積面積ですが、今年度までは、地域計画の現況地図などを作成することが主な業務になるため、0.1aずつでもいいかと考えているんですけれども、令和12年の集積率60%、これは県が掲げて、これ以外の数字は設定できないという状況になっておりますので、来年度以降、少し馬力を上げて取り組む必要が出てくるかと考えております。農地の集積面積ですが、昨年も2ha減少いたしましたので、632haから2ha減少して630haになると見込んで、令和6年度の当初の集積面積89haプラス2haを新たに集積するというので、年度末の集積率は14.1%になると見込んでおります。

(2)遊休農地の解消のところですが、昨年度、直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況を記載する部分、昨年度の利用状況調査におきまして、緑区分、人の手もしくは小さな機械などを利用すれば復旧できる遊休農地が新たに3ha、機械などトラクターなどを使用しなければ農地に戻せない遊休農地が2ha新たに発見されたと集計しておりますので、第1号遊休農地面積が5haと集計しております。②目標のところですが、こちら令和3年度の利用状況調査において、54haの遊休農地面積が確認されていたということになりますので、うち11haが緑区分、黄色区分は44haとなっております。こちらを計画立てて解消していく必要があると記載しております。区分bの黄色区分の遊休農地の解消の欄ですが、44haのところは、大船渡市農林課、JA、農地バンク

等の関係機関との情報共有・協議等を随時に行い、農林水産省から示されるひな型を基に、令和6年10月までに工程表を策定するということを目標にしております。中々、この農林水産省からのひな型が示されていないところではありますけれども、示され次第、こちらの工程表の策定について、検討したいと考えております。区分イの新規発生遊休農地の解消ですけれども、こちら昨年度に新たに発見された緑区分の遊休農地3haの数字をそのまま記入しております。

続きまして16ページになります。新規参入の促進ということで現状のところですが、令和3年度の新規参入者が2経営体、1.7haでの参入、令和4年度は新規参入者なし、令和5年度は1経営体0.1haでの参入と集計しております。下②の目標のところですが、権利移動の面積が、農地法3条に基づく許可などの数字を基にここを記載することになっております。令和3年度は2ha、令和4年度はゼロとなっておりますけれども、小数点以下で0.4以下なので0となっております。令和5年度は3haで、令和3年度の平均が2haということになります。新規参入者の貸付等について所有者の同意を得た上で公表する農地の面積、これは3年間の平均2haの10分の1以上を記入する決まりになっておりますので、そのとおり0.2haとさせていただきます。

それから2番、最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数の目標でありますけれども、こちら、国のほうで示されました月10日を目標にする数字をそのまま記入しております。中々、月10日は厳しい数字ではありますけれども、国のほうで、そのような目標設定にせよという指示でございますので、そのまま入力しております。

(2)活動強化月間の設定目標、こちらにつきましては、令和4年度、令和5年度と変わりありません、農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進について、それぞれ年1回の強化月間を設けて活動するというようにしております。強化月間の内容につきましても、令和5年度と変更はございません。

(3)新規参入相談会への参加目標、こちらにつきましては、けせん地方就農相談会、気仙地方で合同で行っておりますこちらの相談会に、農業委員会として参加して新規就農への情報提供を行うようにしております。

以上が令和6年度の目標設定の内容となります。以上です。

○議長(熊谷玲子君) それでは議案第5号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

○議長(熊谷玲子君) 1番、佐藤委員

○1番(佐藤信君) 佐藤です。質問します。14ページの目標設定の基本構想水準到達者、氏名入っていますが、去年亡くなられていて、死亡しているので抜いたほうがいいと思います。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) はい、ありがとうございます。それでは修正させていただきます。基本構想水準到達者11となっておりますが、10に変更させていただきます。

○議長(熊谷玲子君) その他、ございませんでしょうか。

○議長(熊谷玲子君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。議案第5号について本委員会において、一部修正の上、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

( 賛成者挙手 )

○議長(熊谷玲子君) 挙手全員であります。よって、議案第5号については本委員会において一部修正の上、決定することといたしました。

○議長(熊谷玲子君) 以上を持ちまして、本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これを持ちまして、第6回総会を閉会いたします。

午後2時44分閉会